

令和5年度高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県フードバンク活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、フードバンク活動団体（食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、子ども食堂、生活困窮者、福祉施設等（以下「子ども食堂等」という。）にこれを無償で提供するための活動を行う団体をいう。以下同じ。）への支援を行うとともに、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援するものである。

(交付の対象、補助率等)

第3条 知事は、別表第1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助事業の区分並びにその区分ごとの事業内容、補助対象経費、事業実施主体、補助率、実施要件及び実施期間は、別表第1に定めるところによる。

3 事業実施主体のうち「特認団体」の要件及び認定手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 特認団体は、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たす団体でなければならない。

ア 主たる事務所の定めがあること。

イ 代表者の定めがあること。

ウ 定款、組織規約、経理規約等の組織運営に関する規約があること。

エ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(2) 特認団体の申請をしようとする者は、交付申請の際に併せて別記第1号様式による特認団体申請書を知事に対し提出し、その認定を受けなければならない。

(流用の禁止)

第4条 別表第1の区分に掲げる1及び2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第2号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、知事が必要に応じて求める場合には、前項に定める交付申請書の提出より前に、別記第2号様式別紙の事業実施計画を知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前2項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6条 規則第3条第1項の知事が別に定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、第5条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助事業の適正な実施のために必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（事業の着手）

第8条 補助事業者（補助事業を行う者をいう。以下同じ。）は、知事から前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後に事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合には、補助事業者は、その理由を明記した別記第3号様式による交付決定前着手届を知事に提出した上で事業に着手するものとする。この場合において、交付決定前着手届は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから提出するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受け

られなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は、自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第7条第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第10条 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第4号様式による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次条に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前2項の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12条 規則第5条第1項第1号の知事が別に定める軽微なものは、別表第1の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記第5号様式による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の9月末日現在における補助事業の遂行の状況について、別記第6号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。また、補助事業者は、知事が必要に応じて求める場合には、当該年度の12月末日現在における補助事業の遂行の状況について、当該年度の1月15日までに提出しなければならない。ただし、別記第7号様式による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第15条 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記第7号様式により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11条第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その承認の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までに別記第6号様式の事業遂行状況報告書に準ずる年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 5 第5条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合には、補助事業等実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(額の再確定)

第 18 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 16 条第 1 項に準じて提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第 19 条 知事は、第 11 条第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他の不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合にお

ける対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。以下同じ。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることができる。

(残存物件の処理)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

第23条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3年が経過する日までに事業実施を通じて構築したシステム等による収益化によって相当の収益が生じたときは、別記第10号様式により、その旨を知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合、補助事業者は同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと知事が認定したときは、当該収益の一部又は全部を県に納付させることができる。

(補助金の経理)

第24条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記第11号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保

管しなければならない。

- 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金の交付の条件)

第25条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、規則及びこの要綱に従うべきこと。
- (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に期間の定めがない財産を除く。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
 - ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (3) 前号の規定による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。ただし、補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。
- (5) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- (6) 補助事業者は、前号の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第12号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。
- (7) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等、暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

(情報の開示)

第26条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第16条第4項及び第5項、第17条第2項、第19条、第20条、第21条、第23条、第24条第2項及び第3項、第25条第2号及び第3号並びに第26条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条、第12条関係）

区分	事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率	実施要件	実施期間	軽微な変更	
							経費の配分の 変更	事業内容の変 更
1 スタ ートアッ プ支援事 業	<p>(1) 検討会の開催等 設立から間もないフードバ ンク活動団体や生鮮食品の取 扱量を拡大しようとするフード バンク活動団体の発展に向 けて、その活動を円滑なもの とするため、次のアからカま での取組を行う。ただし、イ からオまでの取組について は、いずれか1つ又は複数の 取組を選択して実施するもの とする。</p> <p>ア 検討会の開催 特定非営利活動法人、食品 関連事業者、社会福祉法人、 フードバンク活動団体、消費 者団体等で構成される検討会 を設置し、フードバンク活動 の普及による食品ロス削減の 検討を行い、今後の具体的活 動方策等を取りまとめる。</p> <p>イ 研修会等の開催 食品関連事業者、フードバ ンク活動団体の実務に携わる 関係者に向け、アで取りまと めた内容に係る研修会等を開 催する。</p> <p>ウ 普及啓発の実施 フードバンク活動の社会的 意義や食品ロス削減の効果等 の普及啓発資料を作成し、食 品関連事業者や消費者等に対 し普及啓発を行う。</p> <p>エ 人材育成の実施 フードバンク活動団体の人 材育成に向けて、食品衛生管 理及びフードバンク活動団体 の運営方法等の習得のため、</p>	<p>事業内容に掲げる取組に必要な以 下の経費を対象とする。</p> <p>・ 委員謝金、講師謝金・旅費、事 務局員旅費、普及啓発資料作成費 （資料作成に係る事務局員手当 （注）及びデザイン費を含む。）、 会場借料、印刷製本費、通信運搬 費及び消耗品費、人材育成の実施 に係る講習会等受講費（講習会受 講料、研修指導者謝金）及び受講 者旅費</p>	<p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成 員となるフードバンク活動の推進を目的と した協議会。また、フードバンク活動団体では ない団体であって次に掲げる団体。</p> <p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組 織する団体、民間事業者、公益社団法人、公 益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組 合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独 立行政法人、社会福祉法人又は市町村協議会 の構成員及び法人格を有さない団体であって 知事が特に認める団体（以下「特認団体」と いう。以下同じ。）</p>	定額	<p>事業実施完了日までに、食品の取扱い に当たって「フードバンク活動における 食品の取扱い等に関する手引き」（農林水 産省公表資料）に基づく又は準じた取扱 いを行う体制を整備する団体であって、 以下ア及びイのいずれかの要件を満たす フードバンク活動団体又は当該団体が構 成員となるフードバンク活動の推進を目 的とした協議会であること。</p> <p>また、以下ウに掲げる事業において3 回以上補助を受けたことのない団体であ ること。</p> <p>加えて、区分に掲げる2の事業を実施 する団体でないこと。</p> <p>ア 令和5年4月1日においてフードバ ンク活動の開始から3年を経過してい ないこと</p> <p>イ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大す る計画を有すること</p> <p>ウ 過去の類似事業 (ア) 平成22年度食品産業環境対策支援 事業（フードバンク活動推進事業） (イ) 平成23年度食品産業環境対策支援 事業（フードバンク活動推進事業） (ウ) 平成24年度食品産業環境対策支援 事業（フードバンク活動推進事業） (エ) 平成25年度食品産業環境対策推進 事業食品廃棄物等削減推進事業（フー ドバンク活動に係る事業） (オ) 平成26年度食品ロス削減等総合対 策事業フードバンク活動等の推進事 業（フードバンク活動の支援に係る事 業） (カ) 平成27年度食品ロス削減等総合対 策事業フードバンク活動等の推進事 業 (キ) 平成28年度食品ロス削減等総合対 策事業フードバンク活動等の推進事 業</p>	交付決定の 日から令和 6年3月31 日まで	事業内容の (1) 及び (2) の経費 の相互間にお ける30パー セント以内の 増減	事業内容の 各項目の削 除以外の変 更 補助事業に 要する経費 の30パー セント以内の 減

	<p>食品衛生責任者講習、先進フードバンク活動団体での現地研修の受講等の取組を行う。</p> <p>オ 連携強化の実施 他のフードバンク活動団体との連携強化を図るための情報交換会を開催する。</p> <p>カ 報告書の作成 アからオまでの取組による成果を取りまとめ、報告書を作成し、公表する。</p>				<p>(ク) 平成 29 年度食品ロス削減等総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (ケ) 平成 30 年度持続可能な循環資源活用総合対策事業フードバンク活動の推進事業 (コ) 平成 31 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (サ) 令和 2 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業 (シ) 令和 3 年度食料産業・6 次産業化交付金フードバンク活動の推進事業</p>			
	<p>(2) 食品受入能力の向上 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体の発展に向けて、その活動を円滑なものとするため、運搬用車両、食品の保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫含む。）、入出庫管理用機器等の賃借を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬用車両の賃借料（燃料を除く。） ・ 一時保管用倉庫（常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等）の賃借料 ・ 入出庫管理機器（ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等）の賃借料（インク等の消耗品を除く。） 	<p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。</p>	<p>2 分の 1 以内</p>				

<p>2 先進的取組支援事業</p>	<p>食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるため、次のアからカまでのいずれか1つ又は複数の取組を行う。</p> <p>ア 広域的な連携 フードバンク活動団体が、その所在する都道府県以外の地域の食品関連事業者及び子ども食堂等と連携し、広域的に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>イ プラットフォームの構築 民間団体等が、食品関連事業者から食品の寄附の相談を一括して受け付けるプラットフォームとなり、複数地域の多数のフードバンク活動団体と連携し、物流コスト等の観点で効率的な提供先を調整し、円滑に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>ウ マッチングに特化した活動 フードバンク活動団体が、食品の輸配送・保管を自ら行うことなく、食品の寄附を行う食品関連事業者と、その食品を必要とする子ども食堂等とのマッチングのための連絡・調整を行い、円滑に食品の受入れ・提供を行う。</p> <p>エ 企業・行政とのコーディネート フードバンク活動団体が、食品関連事業者や地方公共団体との連携強化により、継続的な食品の受入れや、食料の支援を必要とする者の情報の適切な把握等を行うこと等により子ども食堂等への食品の提供を行う。</p> <p>オ 農業者との連携</p>	<p>事業内容に掲げる取組に必要な以下の経費を対象とすることとし、高知県以外の地域において事業の実施に必要な経費も含めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動経費 人件費・賃金(注)、謝金、旅費、会場借料、資料作成費、通信運搬費、消耗品費、委託費 食品の一時保管用倉庫等の賃借料 運搬用車両の賃借料(燃料を除く。)、一時保管用倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)の賃借料、入出庫管理機器(ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等)の賃借料(インク等の消耗品を除く。) 食品の輸配送費 (ア)他者に対して車両単位で輸配送を依頼することにより行うもの (イ)小口配送便等により行うもの (ウ)事業実施者となるフードバンクの運営に携わる者が、自ら輸配送することにより行うもの(輸配送に伴う荷積み、荷卸し、倉庫の入出庫に係る業務に係る実働に応じた対価(注)及び燃料代(走行距離1キロメートルあたり16円に補助率を乗じた額を補助上限とする。))を含む。 <p>なお、食品の輸配送費については、以下(a)または(b)に該当するものとし、フードバンクから需要地に輸配送した後に、当該需要地から別の子ども食堂等へ輸配送する費用は補助対象外とする。</p> <p>(a)食品関連事業者等から事業実施者のフードバンクに輸配送するために必要な費用であって、</p>	<p>第2事業内容に掲げるアからカまでのいずれかの取組を行うフードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イの取組を行う次に掲げる団体</p> <p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人又は特認団体</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>事業実施完了日までに、食品の取扱いに当たって「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく又は準じた取扱いを行う体制を整備すること。</p> <p>第1欄の区分に掲げる1の事業を実施する間接補助事業者でないこと。</p>	<p>事業内容のアからカの経費の相互間における30パーセント以内の増減</p>	<p>事業内容の各項目の削除以外の変更</p> <p>補助事業に要する経費の30パーセント以内の減</p>
--------------------	---	--	---	---------------	---	---	---

	<p>フードバンク活動団体が、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体と連携して、生産段階で発生する規格外を含む農林水産物を受入れ、子ども食堂等に提供する。</p> <p>カ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動 民間団体等が、複数の食品関連事業者と連携することにより、食品の品目や量の偏りの解消等に取り組みつつ食品の受入れを行い、子ども食堂等のニーズに対応した食品の提供を行う。</p>	<p>フードバンクが支払うもの</p> <p>(b) 事業実施者のフードバンクから需要地（子ども食堂等）に輸配送するために必要な費用であって、フードバンクが支払うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> システム構築費 区分の2における事業内容のイの活動に必要な食品の提供者の提供情報と受入れ者の需要情報等を一元的に管理するシステムの構築（事業実施年度にその構築後の活用による食品提供の成果が認められる場合に限る。）に係るシステム設計費、補助賃金、マニュアル作成費 						
--	---	--	--	--	--	--	--	--

(注) 補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づいて算出すること。

別表第2（第7条、第19条、第25条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第3条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金特認団体認定申請書

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名
生年月日 年 月 日

事業実施主体の特認関係

補助事業者名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

(注) 知事が指示した書類等を添付すること。

第2号様式（第5条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名
生年月日 年 月 日

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第5条の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請します。

（添付書類）

- ・（別紙）事業実施計画
- ・ 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

〔※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。〕

(別紙) 事業実施計画

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画

(補助事業者名：)

市町村名	補助事業者名	事業名	事業内容	成果目標	補助対象経費 (円)	負担区分 (円)					完了予定年月日	備考
					事業費	国庫 補助金	都道府県 費	市町村費	自己資金			
									うち借入金			

- (注) 1 「事業名」の欄については、本要綱の別表の区分に掲げる事業名を記載すること。
 2 「事業内容」の欄については、本要綱の別表の事業内容に掲げる内容を記載すること。
 3 「成果目標」の欄については、別添の第4に掲げる成果目標値を記載すること。
 4 「負担区分」の欄には、必要規模の範囲内の金額を記入すること。
 5 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

III 事業完了予定年月日 年 月 日

IV 添付書類

- ・ (別添) 高知県フードバンク活動支援事業費補助金事業実施計画

(注)

添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別添)

高知県フードバンク活動支援事業費補助金事業実施計画

第1 補助事業者の概要

補助事業者名	
補助事業者の概要（団体概要）	
※1 定款等、補助事業者の概要や沿革が分かる資料を添付すること。 2 責任体制が把握できるように記載すること。 3 補助金事業を実施できる能力（財政状況含む）、補助金事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。	
過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無 (該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。)	
事業実施地域	
氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
FAX	
メールアドレス	
URL	
農林水産省または他の省庁の国庫補助金の交付を受けている事実又は受ける予定の有無	
有・無（※いずれかを選択）	

(添付資料)

補助事業者の概要（団体概要等）が分かる資料

- 補助事業者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- 補助事業者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第2 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分			事業の委託	備考
			国庫補助金	都道府県 費・市町 村費	自己資金		
（「1 スタートアップ支援事業」又は「2 先進的取組支援事業」）		円	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計							

- (注) 1 事業細目は、本要綱別表の事業内容により記入すること。
 2 備考欄には、区分欄に掲げる事業の経費及び事業の委託欄に掲げる(2)の経費の根拠(経費内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

第3 事業の目的及び内容

1. 事業の目的

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業実施地域における課題と課題を踏まえた事業の目的を記載 ※ 事業で実施する内容が高知県の食品ロス削減にどのように寄与するかを記載 |
|--|

2. 実施体制

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業実施体制について、事業に関わる者の全体像が把握できるように図示 ※ 連携する団体等について名称、概要を記載 |
|--|

3. 事業の内容 ※事業区分ごとに具体的な内容を記載

(1) スタートアップ支援事業

ア 検討会の開催等

① 検討会の開催

開催時期及び回数	出席者数	検 討 内 容	備 考
	人		

② 研修会などの開催

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

③ 普及啓発の実施

開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

④ 人材育成の実施

講習会名称	開催時期	開催場所	参加人数	実施内容	備考
			人		

⑤ 連携強化の実施

講習会名称	開催時期	参加人数	実施内容	資料作成部数	備考
		人		部	

⑥ 報告書の作成

作成部数	主な配布先	HP公表	備考
部			

イ 食品受入能力の向上

リース等の時期	リース等の内容	備考

(2) 先進的取組支援事業

ア 先進的取組の区分（以下のいずれかから一つ又は複数選択）

- ・ 広域的な連携
- ・ プラットフォームの構築
- ・ マッチングに特化した活動
- ・ 企業・行政とのコーディネート
- ・ 農業者との連携
- ・ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動

イ 先進的取組の具体的内容

--

第4 事業の目標、波及効果

1. 事業の目標

※ 事業の目標について、以下のとおり具体的かつ定量的に記載すること。
・本事業により、令和●年度までに未利用食品の取扱量を、令和●年度から●トン以上増加させ、食品ロスを削減する（青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する計画のある団体の場合、青果物等生鮮食品の取扱量の目標についても記載すること）。先進的取組を実施する団体の場合、選択した取組毎の目標についても記載すること）

2. 波及効果

※ 事業で実施した各種取組について、ホームページや広報誌、イベント等の場を活用して、県内に広く普及させるための取組を記載。

第5 事業成果・効果の検証方法

※ 第4の目標の達成状況を定量的に確認できる成果指標を記載
※ 上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載

第6 行政施策との関連性について

※ SDGs 未来都市計画、市町村一般廃棄物処理計画等、本事業に関連する施策を記入する。

第7 フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（平成28年11月農林水産省公表）に定められた事項を遵守しているか。

遵守している 遵守していない

事業実施年度末までに遵守する見込み（実績報告時は選択不可）

第8 その他事業の推進に必要な事項

第3号様式（第8条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

第4号様式（第11条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

- (注1) 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注2) 記の記載要領は、別記様式第2号の別紙に準ずるものとする。この場合において、同別紙中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更がない場合は省略できる。）
- (注3) 補助金の額が増額する場合は、件名の「高知県フードバンク活動支援事業費補助金変更等承認申請書」を「高知県フードバンク活動支援事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり〇〇したいので、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第11条の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第11条の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- (注4) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第5号様式（第13条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第13条の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第6号様式（第14条、第16条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第14条第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		

(注1) 別記様式第2号の別紙（事業実施計画）及び別添（高知県フードバンク活動支援事業費補助金事業実施計画）に準じて現時点での事業計画進捗状況を記載し、添付すること。

(注2) 「区分」の欄には、別記様式第2号の別紙（事業実施計画）の「Ⅱ 事業の内容及び計画」の事業名に記載された事項について記載すること。

(注3) 「総事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注5) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第7号様式（第14条、第15条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第15条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	交付対象経費	(A) 補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年〇月〇日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注1) 「区分」の欄には、別記様式第2号の別紙（事業実施計画）の「II 事業の内容及び計画」の事業名に記載された事項について記載すること。

(注2) 補助金の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

※振込口座

銀行名
種別
口座番号
名義人

第8号様式（第16条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第16条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

※振込口座
銀行名
種 別
口座番号
名 義 人

III 経費の配分及び負担区分

区 分	交付対象経費 (A)= (B)+(C)+(D) +(E)	負 担 区 分				備 考	
		自己資金		地方公共団体等による助成金			
		(B)	うち 貸付金等	市町村(C)	その他(D)		
1 スタートアップ支援事業 2 先進的取組支援事業	円			円	円	円	
合 計							

IV 事業完了年月日 年 月 日

V 精算

1 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 補 助 金	円	円	円	円	
2 そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 スタートアップ支援事業 2 先進的取組支援事業	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

VI 添付書類

事業実績内訳明細書（別紙）

(注1) 別記様式第2号の別紙（事業実施計画）に準じて実績を記載し、添付すること。

(注2) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものうち、変更があったものだけに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）また、別紙事業実績内訳明細書を添付すること。

(注3) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書
事業種類

補助事業者名	交付率	交付対象経費	負担区分			備考
			補助金	市町村費	その他	
		円	円	円	円	
合計						

- (注) 1 本明細書は、別記様式第2号の別紙(事業実施計画)を基に記入すること。
2 補助事業者の自己負担額については「負担区分」の「その他」欄に記入すること。
3 備考の欄は、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計欄の備考欄に「減額した金額〇〇〇円」の合計額を記入すること。
4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

第9号様式（第16条関係）

高知県フードバンク活動支援事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった高知県フードバンク活動支援事業費補助金について、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第16条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （補助金交付決定額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除 税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、内訳資料及び以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- （2）消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- （4）消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- （5）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕
（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

〔 〕
（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
（1）免税事業者の場合は、補助金事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
（2）新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
（3）簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
（4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
（5）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

- (6) 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

第 10 号様式 (第 23 条関係)

高知県フードバンク活動支援事業費補助金に係る収益状況報告書

番 号
年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定の通知があった高知県フードバンク活動支援事業費補助金に関する令和○年度の収益の状況について、高知県フードバンク活動支援事業費補助金交付等要綱第 23 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり報告する。

記

- | | |
|-----------------------------|---|
| 1 事業の目的 | |
| 2 補助事業の実施により得られた収益の累計額 | 円 |
| 3 上に要する費用の総額 | 円 |
| 4 補助金の確定額 ○年○月○日付け○第○号により確定 | 円 |
| 5 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 6 本年度収益納付額 | 円 |

(積算根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

第 11 号様式 (第 24 条関係)

高知県フードバンク活動支援事業財産管理台帳

補助事業者名 _____

地区名		地区	事業実施年度			年度		補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金※1	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第12号様式（第25条関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者名 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）事業実施主体に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。